

新型コロナウイルス感染症に対する高圧ガス保安法等の措置状況について
(令和2年4月10日時点)

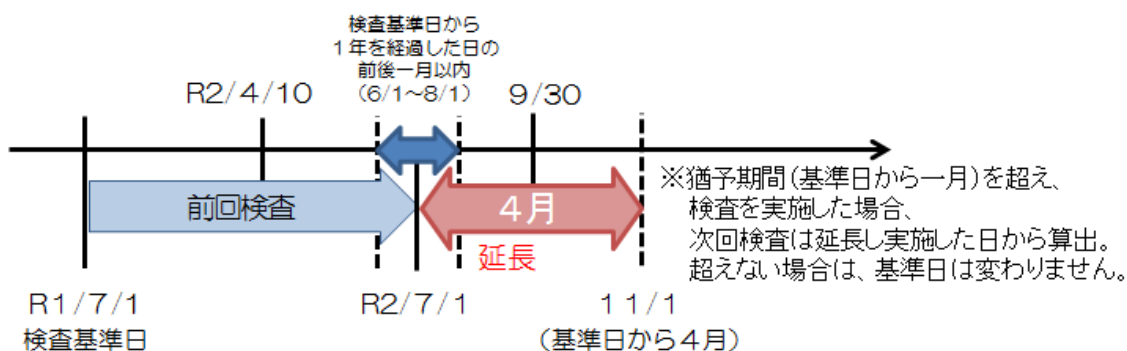
1 定期自主検査・保安検査期限の延長(参照条文:法第35条、第35条の2)

高圧ガス保安法上の定期自主検査及び保安検査は、定期に実施又は受検することが義務付けられていますが、前回の保安検査日(基準日)から、定期に実施又は受検しなければならない期間が令和2年4月10日～同年9月30日の間にある場合には、当該期間を四月延長することが可能です。

なお、延長措置は、基準日から算出される期間が四月延長されるものであり、当該期間内に検査を完了する必要があることに留意してください。

また、基準日から一月を超え、検査を実施した場合の次回の検査は、延長した日から算出することとなります。(通常の猶予期間(前後一月以内)に検査を実施又は受検した場合は、基準日に受けたものとみなされます。)

例)検査期間が1年に1回の場合

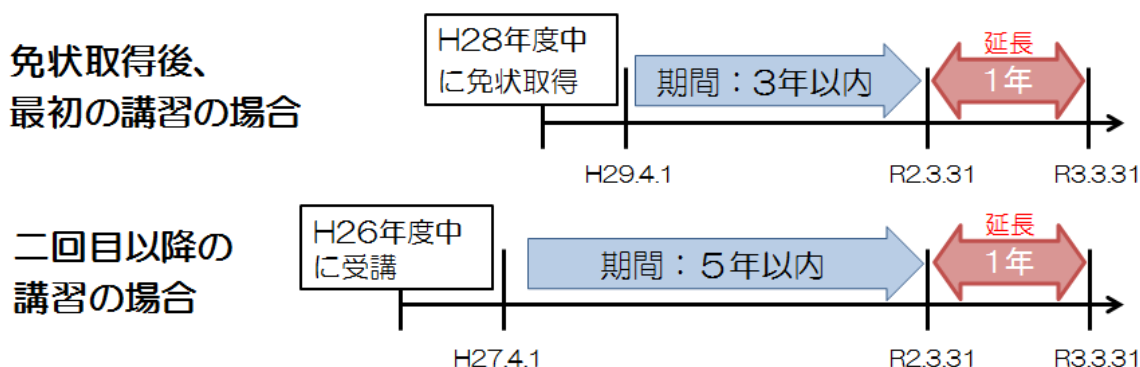


2 保安係員等の講習受講期限の延長(参照条文:一般則第68条、液石則第66条、コンビ則第27条)

保安係員、保安主任者及び保安企画推進員の一般則、液石則、コンビ則で規定される講習の受講期間について、下記のとおり延長されます。

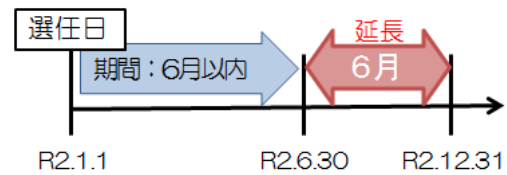
①保安係員、保安主任者

- 1) 免状取得後の講習(初回:取得翌年度から3年以内、2回目以降:前回講習受講翌年度から5年以内)の受講期限が令和2年3月31日に終了した場合にあっては、当該期間を1年間延長



2) 保安係員等に選任した日に、講習期間が経過している場合又は期間が経過するまでの日の期間が六月未満の場合の受講期限（選任日から六月以内）が令和2年2月1日から6月30日までの間に期間が終了する場合には、当該期間を六月間延長

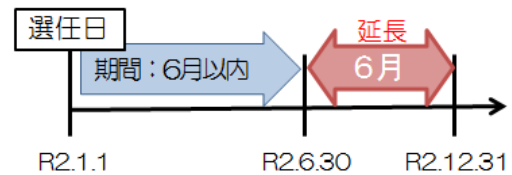
1) の期間にかかわらず、選任した日から六月以内に講習を受けさせなければならない場合であって、その期間が令和2年2月1日から6月30日までの間に終了する場合は、その期間が6月延長されます。



②保安企画推進員

1) 保安企画推進員に選任した日から六月以内の受講期限が令和2年2月1日から6月30日までの間に期間が終了する場合には、当該期間を六月間延長

選任した日から六月以内に講習を受けさせなければならない場合であって、その期間が令和2年2月1日から6月30日までの間に終了する場合は、その期間が6月延長されます。



2) 前回講習受講翌年度から5年以内の受講期限が令和2年3月31日に終了した場合には、当該期間を1年間延長

二回目以降の講習の場合

